政　令

平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十二号

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十八年六月六日から七月十五日までの間の豪雨による災害	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置並びに熊本県下益城郡美里町、阿蘇郡産山村並びに上益城郡御船町、甲佐町及び山都町並びに宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町の区域に係る激甚災害にあっては、法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
備考　上欄の豪雨とは、梅雨前線によるものをいう。	

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　松野　博一
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年八月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百八十三号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項及び第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「下欄」を「種名の欄」に改め、同条第二号中「中欄」を「種名の欄の左欄」に、「下欄」を「種名の欄の右欄」に改める。

第三条中「上欄」を「種名の欄」に、「下欄」を「器官の欄」に改める。

別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第一　外来生物の種（第一条関係）

項	種名
第一　動物界	
一　哺乳綱	
イ　カンガルー目	
(1)　クスクス科	
1	*Trichosurus vulpecula*（フクロギツネ）
ロ　食虫目	
(1)　はりねずみ科	
1	*Erinaceus*属（ハリネズミ属）全種
ハ　霊長目	
(1)　おながざる科	
1	*Macaca cyclopis*（タイワンザル）
2	*Macaca fascicularis*（カニクイザル）
3	*Macaca mulatta*（アカゲザル）
ニ　齧歯目	
(1)　ヌートリア科	
1	*Myocastor coypus*（ヌートリア）